

中ノ森山風力合同会社「(仮称)中ノ森山風力発電事業 環境影響
評価書」に係る確定通知について

令和7年7月18日
経済産業省
大臣官房
産業保安・安全グループ

当省は、中ノ森山風力合同会社「(仮称)中ノ森山風力発電事業 環境影響評価書」(以下「評価書」という。)について審査した結果、電気事業法第46条の17第2項の規定に基づき、本日、中ノ森山風力合同会社に対し、評価書の変更を要しない旨の通知(確定通知)を行った。また、当省は電気事業法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付する。

なお、確定通知を受けた中ノ森山風力合同会社は、同条第2項の規定に基づき、福島県知事に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法第27条の規定に基づき公告及び縦覧(1か月間)し、住民へ周知することとなる。

1. 計画概要

住 所：福島県浪江町及び葛尾村

原動力の種類：風力(陸上)

出 力：25,200kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和 元年 8月 1日
環境大臣意見受理	令和 元年10月15日
経済産業大臣意見発出	令和 元年10月24日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 2年 1月14日
住民意見の概要等受理	令和 2年 3月16日
青森県知事意見受理	令和 2年 6月 3日
経済産業大臣勧告発出	令和 2年 7月10日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和 3年 6月10日
住民意見の概要等受理	令和 3年 8月13日
青森県知事意見受理	令和 4年 1月13日
環境大臣意見受理	令和 4年 1月21日
経済産業大臣勧告発出	令和 4年 3月 4日

<環境影響評価書>

環境影響評価書受理	令和 7年 6月20日
環境影響評価書確定通知	令和 7年 7月18日

問い合わせ先：電力安全課 小西、瀧澤
電話03-3501-1742（直通）